

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 3/2567 号に基づく
総合的な事業拠点移転への促進措置

仏暦 2567 年（2024 年）2 月 7 日付投資委員会布告第 3/2567 号「総合的な事業拠点移転への促進措置」に基づく投資奨励を効率化しかつ明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 総合的な事業拠点移転への促進措置に基づく定義および不可欠な事業活動範囲を以下のように定める。

1.1 地域統括会社（Regional Headquarter）とは国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）を指す。

1.2 国際ビジネスセンターとは、タイの法律の下で設立された、関連会社に管理、技術、サポート、財務管理など様々なサービスを提供または国際貿易事業を行うことを目的としている企業を指す。

1.3 関連会社とは、以下の形態で「国際ビジネスセンター」と関係がある企業または法人パートナーシップを指す。

(1) 国際ビジネスセンターの株式を総資本の 25 %以上直接的または間接的に保有している企業または法人パートナーシップ

(2) 国際ビジネスセンターが総資本の 25 %以上直接的または間接的に株式を保有しているかパートナーとなっている企業または法人パートナーシップ

(3) (1) に基づく会社または法人パートナーシップが、総資本の 25 %以上直接的または間接的に株式を保有しているかパートナーとなっている会社または法人パートナーシップ

(4) 国際ビジネスセンターの事業運営および経営を管理または監督する権限を持つ会社または法人パートナーシップ

(5) 国際ビジネスセンターが事業管理または運営・経営の監督をする権限を持つ会社または法人パートナーシップ

(6) (4) に基づく会社または法人パートナーシップが事業管理または運営・経営の監督をする権限を持つ会社または法人パートナーシップ

1.4 追加恩典を申請するプロジェクトは製造業事業でなければならない。但し、仏暦 2567 年（2024 年）3 月 29 日付投資委員会事務局布告第 Por. 2/2567 号の第 5 項およびその改定増補に指定した総合的な事業拠点移転への促進措置に基づく奨励対象外とする事業は除く。また、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に基づく非奨励プロジェクトの場合は、仏暦 2567 年（2024 年）3 月 29 日付投資委員会事務局布告第 Por. 2/2567 号およびその改定増補に基づき恩典の対象外とする業種を比較し審査する。

1.5 地域統括会社（Regional Headquarter）として不可欠な活動は、以下のように一部の事業活動のみにおいて国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）の条件に従うこと。

- (1) 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション
- (2) 原材料および部品の調達
- (3) 製品の研究開発
- (4) 技術支援
- (5) マーケティングおよび販売促進
- (6) 人事管理、トレーニング
- (7) 財務に関するアドバイス
- (8) 経済と投資の分析および研究
- (9) ローン管理・コントロール
- (10) 財務センター (Treasury Center) の財務管理サービス

1.5.1 上記の事業活動範囲の 1.5 (1) - (10) のうち 3 つ以上を有すること。また、国際貿易事業、関連会社への貸付事業、関連会社に対するオフィスもしくは工場の手配や賃貸事業など、さらに他の事業活動範囲に投資することができる。

1.5.2 払込済登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。また、国際ビジネスセンターに必要とされる知識および技能を持つ従業員を 10 人以上雇用すること。ただし、関連企業への財務管理サービス提供のみを有する国際ビジネスセンターの場合は、知識および技能を持つ従業員を 5 人以上雇用すること。

1.6 研究開発センター (R&D Center) として不可欠な活動は、研究開発センター に不可欠な活動である新たな事業活動範囲を有すること。奨励申請者は、奨励申請日または追加恩典申請日に研究開発センター設立の目的、事業範囲、人材雇用、研究開発センターの事業に使用される機器・装置の詳細、研究開発サービス提供の対象顧客を含む研究開発センターの実施計画を提出すること。

1.7 本措置に基づく奨励申請または追加恩典の申請を行う場合、申請者は製造業担当部である投資促進第 1-4 部まで申請すること。

1.8 奨励申請者が関連会社の下で他の法人と共同で事業活動を行う製造業への新規投資プロジェクトの場合、同じ営業日以内に製造業の事業および国際ビジネスセンター事業の奨励証書の発給を申請すること。

第 2 項 奨励申請者が同一法人の下ですべての事業活動を行う場合

2.1 製造業への新規投資プロジェクトの場合（事務局が指定した恩典付与対象外とする特定政策を有する業種は除く）、仏暦 2567 年（2024 年）1 月 2 日より仏暦 2567 年（2024 年）の最終営業日までに奨励申請書を提出し、以下の通りを行うこと。

場合	奨励申請書の提出	条件の遵守
1. 国際ビジネスセンターと同時に奨励申請を行う製造業の事業	1. 製造業の事業用投資奨励申請書 (F PA PP 01) 2. 国際ビジネスセンターの不可欠な活動への投資詳細を示す申請書添付書式 (F PA PP 62)	国際ビジネスセンターおよび/または研究開発センターは奨励証書発給日より 1 年以内に収入が発生するかサービス提供を開始し、かつ条件の遵守の報告書を提出すること。その期限まで行われない場合、状況によっ
2. 国際ビジネスセンターおよび研究開発センターと同時に奨	1. 製造業の事業用投資奨励申請書 (F PA PP 01)	

場合	奨励申請書の提出	条件の遵守
励申請を行う製造業の事業	2. 国際ビジネスセンターの不可欠な活動への投資詳細および研究開発センターの不可欠な事業計画を示す申請書添付書式 (F PA PP 62)	ては法人所得税免除の恩典を 3 年間あるいは 5 年間廃止する。

2.2 A グループの既存の被奨励プロジェクトであり、かつ仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号または仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号に基づく投資奨励対象業種表に基づき法人税免除期間が終了していない (事務局が指定した恩典付与対象外とする特定政策を有する業種は除く) 製造業のプロジェクトの場合は、仏暦 2567 年 (2024 年) の最終営業日までに追加恩典を申請すること。なお、追加恩典申請日時時点で第 31 条に基づく法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていなければならない。(1) 国際ビジネスセンターに追加で投資する製造業の事業、および (2) 国際ビジネスセンターおよび研究開発センターに追加で投資する製造業の事業という 2 つの場合に分けられ、以下の通りに行うこと。

場合	奨励申請書の提出	条件の遵守
1. 国際ビジネスセンターに追加で投資する製造業の事業	1. 国際ビジネスセンターの事業活動を追加申請するためのプロジェクト変更申請書 (F PA PC 01) 2. 国際ビジネスセンターの不可欠な活動への投資詳細を示す申請書添付書式 (F PA PP 62)	国際ビジネスセンターおよび/または研究開発センターはプロジェクト変更の許可日より 1 年以内に収入が発生するかサービス提供を開始し、かつ条件の遵守の報告書を提出すること。通常の場合に基づく法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。その期限まで行われない場合、状況によっては法人所得税免除の恩典を 3 年間あるいは 5 年間廃止する。
2. 国際ビジネスセンターおよび研究開発センターに追加で投資する製造業の事業	1. 国際ビジネスセンターおよび研究開発センターの事業活動を追加申請するためのプロジェクト変更申請書 (F PA PC 01) 2. 国際ビジネスセンターの不可欠な活動への投資詳細および研究開発センターの不可欠な事業計画を示す申請書添付書式 (F PA PP 62)	

但し、タイ国内で既に国際ビジネスセンターの事業を行っている法人の場合は本措置に基づく追加恩典申請のための奨励申請の対象外とする。奨励申請者は基準を満たしている製造業のプロジェクトを 1 件だけ選択し、総合的な事業拠点移転への促進措置に基づく奨励申請または追加恩典の申請を行うことが出来る。

第 3 項 既存法人の場合でも製造業の事業運営者と同じ関連会社の下で運営されている新規法人の場合でも、奨励申請者が関連会社の下で運営されている他の法人と共同で事業活動を行い、本措置に基づく恩典を申請する場合

3.1 製造業への新規投資プロジェクトの場合（事務局が指定した恩典付与対象外とする特定政策を有する業種は除く）、仏暦 2567 年（2024 年）1 月 2 日より仏暦 2567 年（2024 年）の最終営業日までに奨励申請書を提出すること。（1）国際ビジネスセンターと同時に奨励申請を行う製造業の事業、および（2）国際ビジネスセンターおよび研究開発センターと同時に奨励申請を行う製造業の事業という 2 つの場合に分けられ、以下の通りに行うこと。

場合	関連会社である法人	奨励申請書の提出	条件の遵守
1. 国際ビジネスセンターと同時に奨励申請を行う製造業の事業	国際ビジネスセンター事業を行っている者	1. 国際ビジネスセンター事業用投資奨励申請書 (F PA PP 01) 2. 国際ビジネスセンターの不可欠な活動への投資詳細を示す申請書添付書式 (F PA PP 62)	1. 国際ビジネスセンターはすべての状況において機械の輸入期限および操業開始期限の延長は認められない。奨励証書発給日より 1 年以内に操業許可を申請すること。 2. 製造業の事業はすべての状況において奨励受理回答期限および奨励証書発給証拠提出期限の延長は認められない。 3. 国際ビジネスセンターおよび/または研究開発センターは奨励証書発給日より 1 年以内に収入が発生するかサービス提供を開始し、かつ条件の遵守の報告書を提出すること。その期限まで行われない場合、製造業の事業に対して総合的な事業拠点移転への促進措置に基づく追加恩典の申請が出来ないものとする。
	製造業の事業を行っている者	製造業の事業用投資奨励申請書 (F PA PP 01)	
2. 国際ビジネスセンターおよび研究開発センターと同時に奨励申請を行う製造業の事業	国際ビジネスセンター事業を行っている者	1. 国際ビジネスセンター事業用投資奨励申請書 (F PA PP 01) 2. 国際ビジネスセンターの不可欠な活動への投資詳細を示す申請書添付書式 (F PA PP 62)	
	研究開発センターにも投資する、製造業の事業を行っている者	1. 製造業の事業用投資奨励申請書 (F PA PP 01) 2. 研究開発センターの不可欠な活動への投資詳細を示す申請書添付書式 (F PA PP 62)	

なお、国際ビジネスセンター事業の被奨励者が条件を満たした場合、製造業の事業を行っている者は製造業のプロジェクトに対し追加恩典を申請するために、「国際ビジネスセンター（IBC）への投資確認書」とともに「プロジェクト変更申請書

(F PA PC 01) 」を提出すること。なお、通常の基準に基づく法人所得税免除の恩典期間が終了する前に、追加恩典を申請すること。また、研究開発センターに追加投資する製造業の事業の被奨励者の場合は、研究開発センターの設立を完了し、条件に従い研究開発センターの初回の収入発生かサービス提供の証拠を提示すること。詳細は添付資料 1 の巻末表の通りである。

3.2 A グループの既存の被奨励プロジェクトであり、かつ仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号または仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号に基づく投資奨励対象業種表に基づき法人税免除期間が終了していない (事務局が指定した恩典付与対象外とする特定政策を有する業種は除く) 製造業のプロジェクトの場合は、仏暦 2567 年 (2024 年) の最終営業日までに追加恩典を申請すること。(1) 関連会社である法人が国際ビジネスセンターに追加で投資する製造業の事業、および (2) 関連会社である法人が国際ビジネスセンターおよび研究開発センターに追加で投資する製造業の事業という 2 つの場合に分けられ、以下の通りに行うこと。

場合	関連会社である法人	奨励申請書の提出	条件の遵守
1. 関連会社である法人が国際ビジネスセンターに追加で投資する製造業の事業	国際ビジネスセンター事業を行っている者	1. 国際ビジネスセンター事業用投資奨励申請書 (F PA PP 01) 2. 国際ビジネスセンターの不可欠な活動への投資詳細を示す申請書添付書式 (F PA PP 62)。なお、製造業の事業を行っておりかつ基準を満たしている関連会社である法人を選択し、総合的な事業拠点移転への促進措置に基づく奨励申請または追加恩典の申請を 1 件だけ行うことが出来る。	1. 国際ビジネスセンターはすべての状況において機械の輸入期限および操業開始期限の延長は認められない。奨励証書発給日より 1 年以内に操業許可を申請すること。 2. 国際ビジネスセンターは奨励証書発給日より 1 年以内に収入が発生するかサービス提供を開始し、かつ条件の遵守の報告書を提出すること。
2. 関連会社である法人が国際ビジネスセンターおよび研究開発センターに追加で投資する製造業の事業	国際ビジネスセンター事業を行っている者	1. 国際ビジネスセンター事業用投資奨励申請書 (F PA PP 01) 2. 国際ビジネスセンターの不可欠な活動への投資詳細を示す申請書添付書式 (F PA PP 62)。なお、製造業の事業を行っておりかつ基準を満たしている関連会社である法人を選択し、総合的な事	3. 研究開発センターはプロジェクト変更の許可日より 1 年以内に収入が発生するかサービス提供を開始し、かつ条件の遵守の報告書を提出すること。通常の基準に基づく法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。

場合	関連会社である 法人	奨励申請書の提出	条件の遵守
		業拠点移転への促進措置に基づく奨励申請または追加恩典の申請を1件だけ行うことが出来る。	なお、第2項および第3項に基づきその期限まで行われない場合、状況によっては法人所得税免除の恩典を3年間あるいは5年間廃止する。
	研究開発センターにも投資する、製造業の事業を行っている者	1. 研究開発センターの事業活動範囲の拡大を申請するためのプロジェクト変更申請書 (F PA PC 01) 2. 研究開発センターの不可欠な活動への投資詳細を示す申請書添付書式 (F PA PP 62)	

なお、国際ビジネスセンター事業の被奨励者が条件を満たした場合、製造業の事業を行っている者は製造業のプロジェクトに対し追加恩典を申請するために、「国際ビジネスセンター（IBC）への投資確認書」とともに「プロジェクト変更申請書（F PA PC 01）」を提出すること。なお、通常の見準に基づく法人所得税免除の恩典期間が終了する前に、追加恩典を申請すること。また、研究開発センターに追加投資する製造業の事業の被奨励者の場合は、研究開発センターの設立を完了し、条件に従い研究開発センターの初回の収入発生かサービス提供の証拠を提示すること。詳細は添付資料2の巻末表の通りである。

第4項 本措置に基づいては、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本恩典の追加で法人所得税免除期間を3年間あるいは5年間追加するが、合計8年間までとする。その期限まで行われない場合、状況によっては法人所得税免除の恩典を3年間あるいは5年間廃止する。

第5項 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）への投資金額は製造業プロジェクトの第31条に基づく法人所得税免除金額として計上しない。

第6項 本措置に基づく研究開発センター（R&D Center）の研究開発への投資もしくは支出を利用し、他の措置と恩典の重複申請はできないものとする。

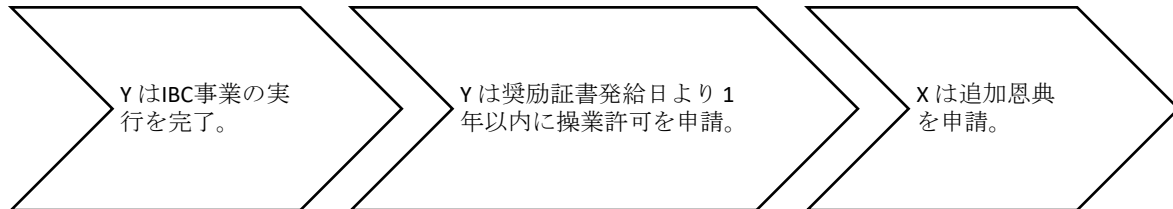
以上、お知らせする。

（署名）

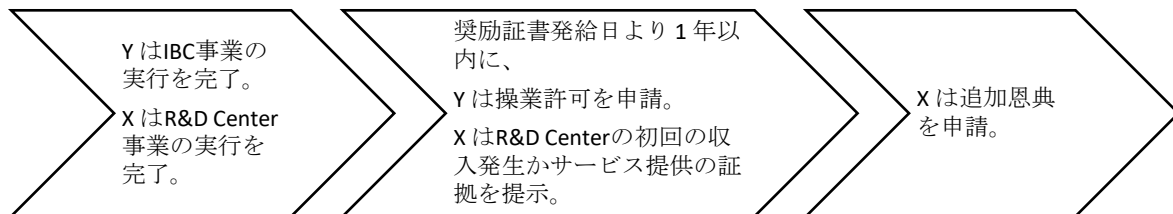
投資委員会事務局

仏暦 2567 年（2024 年）6 月 18 日

1. 国際ビジネスセンター（IBC）と同時に奨励申請を行う製造業の事業



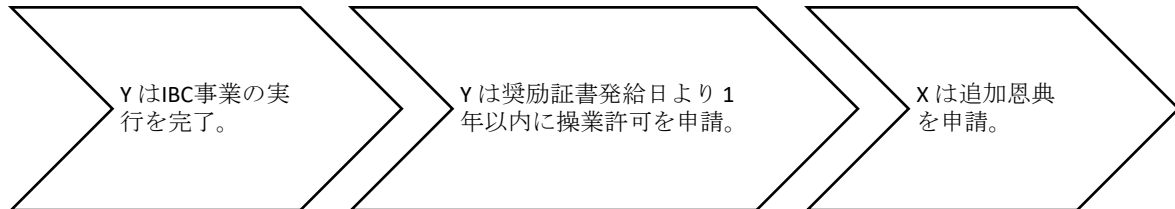
2. 国際ビジネスセンター（IBC）および研究開発センター（R&D Center）と同時に奨励申請を行う製造業の事業



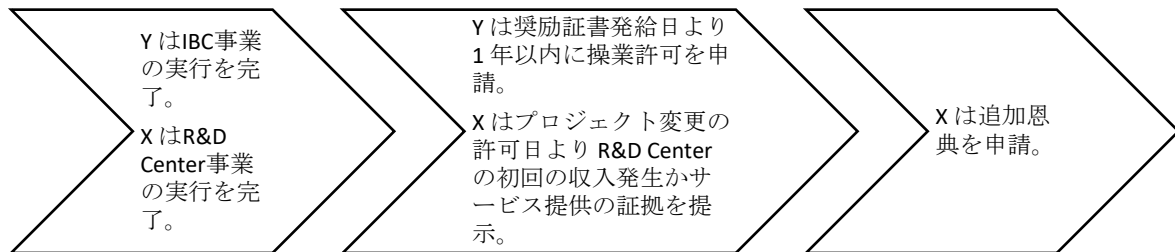
備考 X：製造業の事業を行っている者あるいは製造業の事業および研究開発センターを行っている者

Y：国際ビジネスセンター事業を行っている者

1. 国際ビジネスセンター（IBC）に追加で投資する製造業の事業



2. 国際ビジネスセンター（IBC）および研究開発センター（R&D Center）に追加で投資する製造業の事業



備考 X：製造業の事業を行っている者あるいは製造業の事業および研究開発センターを行っている者

Y：国際ビジネスセンター事業を行っている者